

「不当表示」ってどんな表示なの

- 1 優良誤認（第4条第1項第1号）
商品・サービスの品質・規格等について、実際のもよりもまたは競争関係にある他事業者のものよりも著しく優良であると一般消費者に示す表示
- 2 有利誤認（第4条第1項第2号）
商品・サービスの価格、取引条件等について、実際のもよりもまたは競争関係にある他の事業者のものよりも著しく有利であると消費者に誤認される表示



例；外国製蓄電池の場合

- 3 公正取引委員会が指定する不当表示（第4条第1項第3号）
一般消費者に誤認される表示で、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公取委が指定するもの



不当表示
になる
ニヨーン！



蓄電池の外国製である旨の表示の上に、取扱上の注意事項を貼り原産国表示を見えなくした。